

議第22号

平成20年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項	区 分	
	一 般 路 線	定 期 観 光
運 転 車 両 数	両 681	回 (年間延べ) 1,460
年間走行キロメートル	km 29,273,000	km 62,050
年間総輸送人員	人 113,515,000	人 29,200
1日平均輸送人員	人 311,000	人 80

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 74両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益	23,017,000千円
第1項 営業収益	19,539,044千円
第2項 営業外収益	3,477,956千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用	23,497,000千円
第1項 営業費用	22,636,287千円

第2項 営業外費用	795,296千円
第3項 特別損失	35,417千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,230,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,290,000千円
第1項 企業債	2,222,000千円
第2項 補助金	8,770千円
第3項 その他資本収入	59,230千円

支 出

第1款 資本的支出	4,520,000千円
第1項 建設改良費	2,352,907千円
第2項 投資費	1,000千円
第3項 企業債償還金	2,166,093千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 2,221,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。) 又は消費貸 借の方法に よる。	8.0以内	起債の日から据 置期間を含め30 年以内に、元利 均等その他の方 法により償還す る。ただし、財 政の都合その他 によっては、繰 上償還をするこ とができる。
自動車運送事業出資金	1,000			
計	2,222,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 乗合自動車の減価償却費等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,471,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

平成20年2月29日提出

京都市長 門川大作